

障害のある児童を養育をして おられる方や父子・母子家庭の方へ

次の制度がありますので、ご利用ください。

○特別児童扶養手当

身体または精神に、政令で認められる程度の障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

○児童扶養手当

・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住所がないとき

・支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき

・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設等（通園・通所施設は除く）に入所しているとき

支給額（対象児童1人につき）

月額 障害が1級の場合

50、750円

障害が2級の場合

33、800円

※手当を受ける方、または同居されている親族等の所得により

支給されない場合があります。所得状況届について

受給資格者は毎年8月11日から9月10日の期間に所得状況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなりますので必ず提出してください。

○児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を養育している母親又は父親、あるいは母にかわってその児童を養育している方の自立を助けるために、支給される手当です。

児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されます。

詳しくは、広報8月号をご覧ください。

◆問い合わせ先

福祉介護課

☎0859・54・5207

インフルエンザの 予防接種が始まっています。



※今年のインフルエンザ予防接種は、季節性インフルエンザと新型インフルエンザの予防接種が一度に受けられるようになりました。

接種は1回で済み、65歳以上の方、低所得者の方等には助成があります。助成には受診券が必要で、本人が接種を希望される場合に限りま。インフルエンザ予防のため、積極的に受けましょう。

◆助成対象 左記に該当し、希望される方

○満65歳以上の方（すでに受診券を送付しています）

○60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり（身体

接種は1回で済み、65歳以上の方、低所得者の方等には助成があります。助成には受診券が必要で、本人が接種を希望される場合に限りま。インフルエンザ予防のため、積極的に受けましょう。

障害1級程度で）医師が接種を必要と判断した方
詳しくはお問い合わせください

○住民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方、妊婦の方、1歳以上中学生以下の方（対象の方には、すでに受診券を送付しています）

◆自己負担金 千円
（ただし、生活保護世帯は無料）

◆問い合わせ先 保健課
☎0859・54・5206

ご意見を お寄せください

都市再生 整備計画事業 事後評価原案を 公表します

御来屋周辺地区の整備として、平成20年度から「まちづくり交付金事業」を開始しました。

平成22年度が事業の終了年度となり、事業達成状況および効果の評価を行いました。この事業評価について、町民の皆様からご意見を承りたいと考えています。評価の原案を公表しますので、ご意見をお寄せください。

◆公表（閲覧）期間

11月10日（水）

～11月24日（水）

8時30分～17時15分

※土、日、祝日を除く

◆公表（閲覧）場所

観光商工課6次産業推進室および町ホームページ

◆意見提出方法

住所、氏名を明記し、郵便・FAX・Eメール、または直接ご持参ください。（様式自由）

◆提出・問い合わせ先

〒689・3332 大山町

末長500 大山町観光商工課

6次産業推進室

☎0859・53・3313

FAX0859・53・3163

Eメール kankou@daisen.jp